

# 令和7年度 第1回 下関市上下水道事業経営審議会

令和7年7月1日（火）

財務経営課 企画係

## 1. 中長期ビジョンの振り返り

- 1 課題
- 2 事業の効率化・経営健全化のための取組
- 3 水道事業の財政見通し
- 4 料金改定の必要性

## 2. 水道料金の仕組み

- 1 公営企業会計について
- 2 基本原則
- 3 料金算定の仕組みについて

## 3. 下関市の水道料金について

- 1 過去の料金改定について
- 2 現行の水道料金体系について
- 3 使用水量の分析について（使用実態について）
- 4 水道料金改定（案）の方向性について

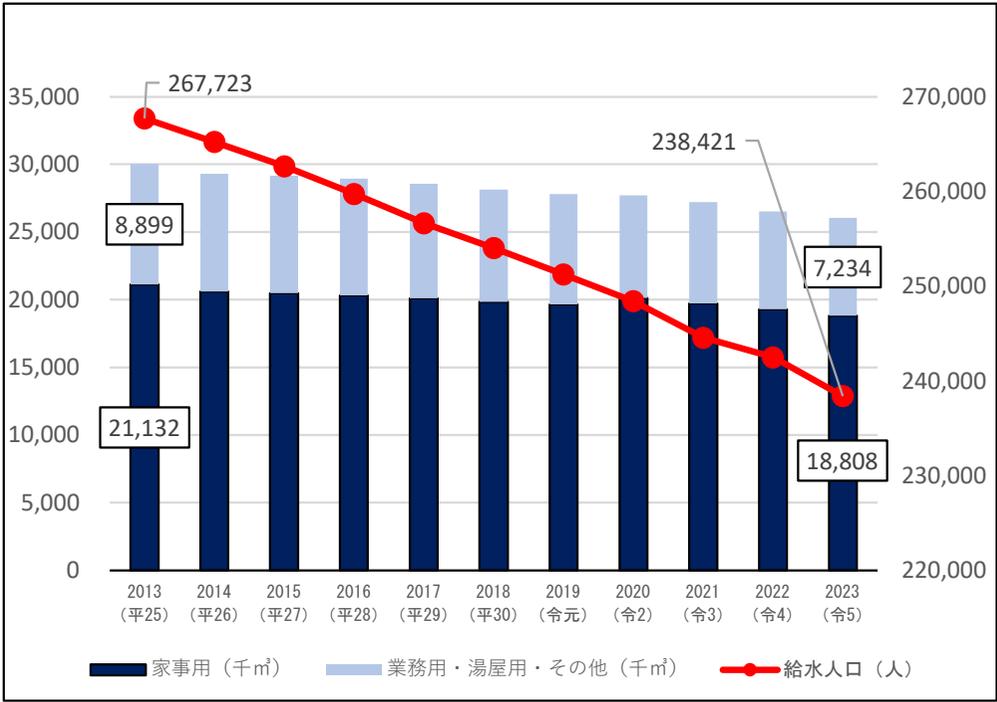
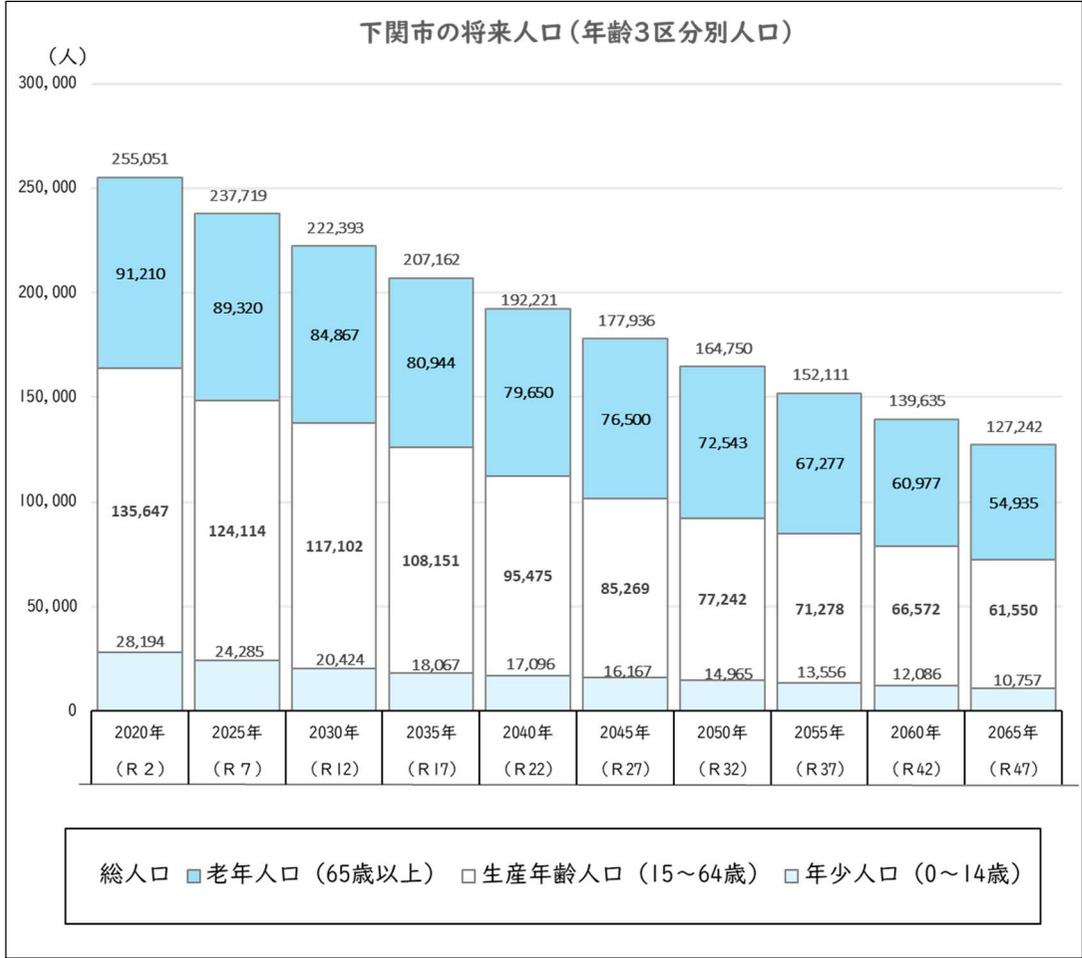
# 1. 中長期ビジョンの振り返り



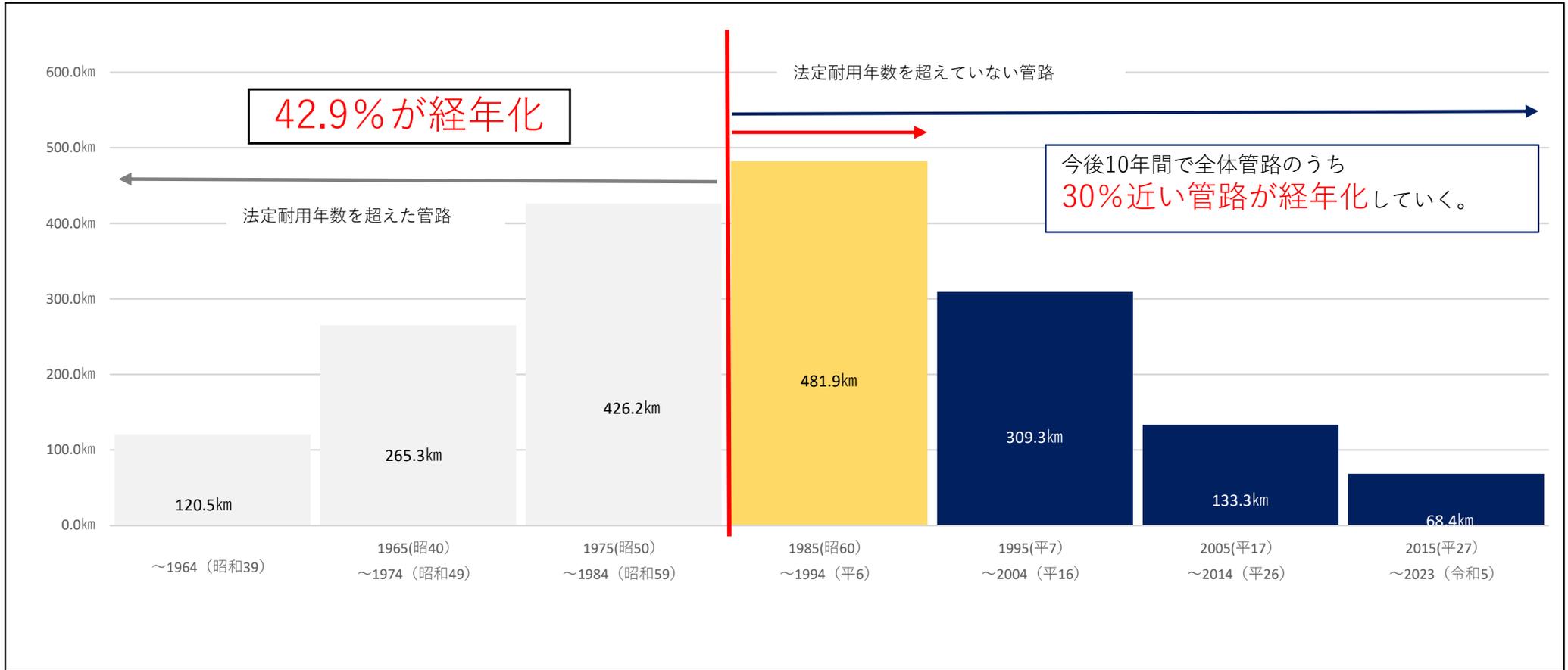
# 1 - 1 課題



# 人口減少社会の到来と水需要の動向



# 管路の状況



# 上下水道局が経営する事業の課題

課題 1	下関市の地理的特性に合わせた施設等の最適な配置を行う必要があります。
課題 2	将来人口の減少に対応した施策（施設等の最適な「配置」、「維持管理」、「統廃合」、「性能・規模の合理化」等）の展開が必要です。
課題 3	独立採算を基本とする3事業において、能率的な経営の下で事業にかかる費用に対応する収益の確保が必要となりますが、水道事業においては、費用に見合う収益の確保が難しくなっているため、早急な対応が必要です。
課題 4	お客さまが安心して使うことができる水質の確保と公共用水域の水質の保全を図る必要があります。
課題 5	施設、管路の的確な状態把握と長寿命化により、費用の平準化やライフサイクルコストの削減を図る必要があります。また、下水道の施設は、施設ごとに耐震診断を行う必要があります。
課題 6	極端な気候変動に伴う自然災害等への対策や対応を強化する必要があります。
課題 7	持続可能な社会の実現や経営の効率化のため、再生可能エネルギーの導入など脱炭素社会に向けた新たな取組が必要です。
課題 8	事業の継続に必要な職員数、新規採用の技術職及び技術力を確保する必要があります。
課題 9	変化するお客さまへの理解、お客さまの満足度や事業に対する認知度などを向上させる取組が必要です。



# 1 - 2 事業の効率化・経営健全化の ための取組

## これまでの主な取組と成果

①官民連携 DBO方式による長府浄水場の更新	27.8億円
②職員数の見直し H23→R6まで一般職員18名の削減	20.5億円
③水道サービス公社の廃止 R7に出資団体を廃止	5.5億円
④建設改良積立金の造成	40億円 (令和5年度末時点)
⑤施設の統廃合等 2浄水場、4配水池を休止又は廃止	
⑥ポンプの省エネルギー化（インライン化） 4施設のポンプをインラインポンプにより更新	
⑦アセットマネジメントの実践 投資額の平準化・低減化	

## 今後の取組方針

No	項目
1	施設・管路の最適化
2	有収率と有効率の向上
3	収納率・水洗化率の向上
4	料金・使用料の適正化
5	企業債発行額の管理
6	アセットマネジメント・ストックマネジメントの精度向上
7	組織・機構の見直し
8	適正な職員配置と職員数の管理
9	人材の確保・育成、技術や技能の保持・継承
10	官民連携の検討
11	広域連携の検討
12	D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進
13	G X（グリーントランスフォーメーション）の推進

※今後、より厳しさを増してくる経営環境においても持続可能な事業経営を実現するため、経営の健全化に向けた取り組みを行ってまいります

# 1 - 3 水道事業の財政見通し



## 財政上の目標

純利益の確保（累積欠損金を発生させない）

☞財務健全性の担保のため

経常収支比率100%以上（料金回収率・経費回収率の向上）

☞独立採算制の原則に基づく収入の確保のため

事業資金残高

**14億円（給水収益3月分）の確保**

☞災害発生時などの対応のため

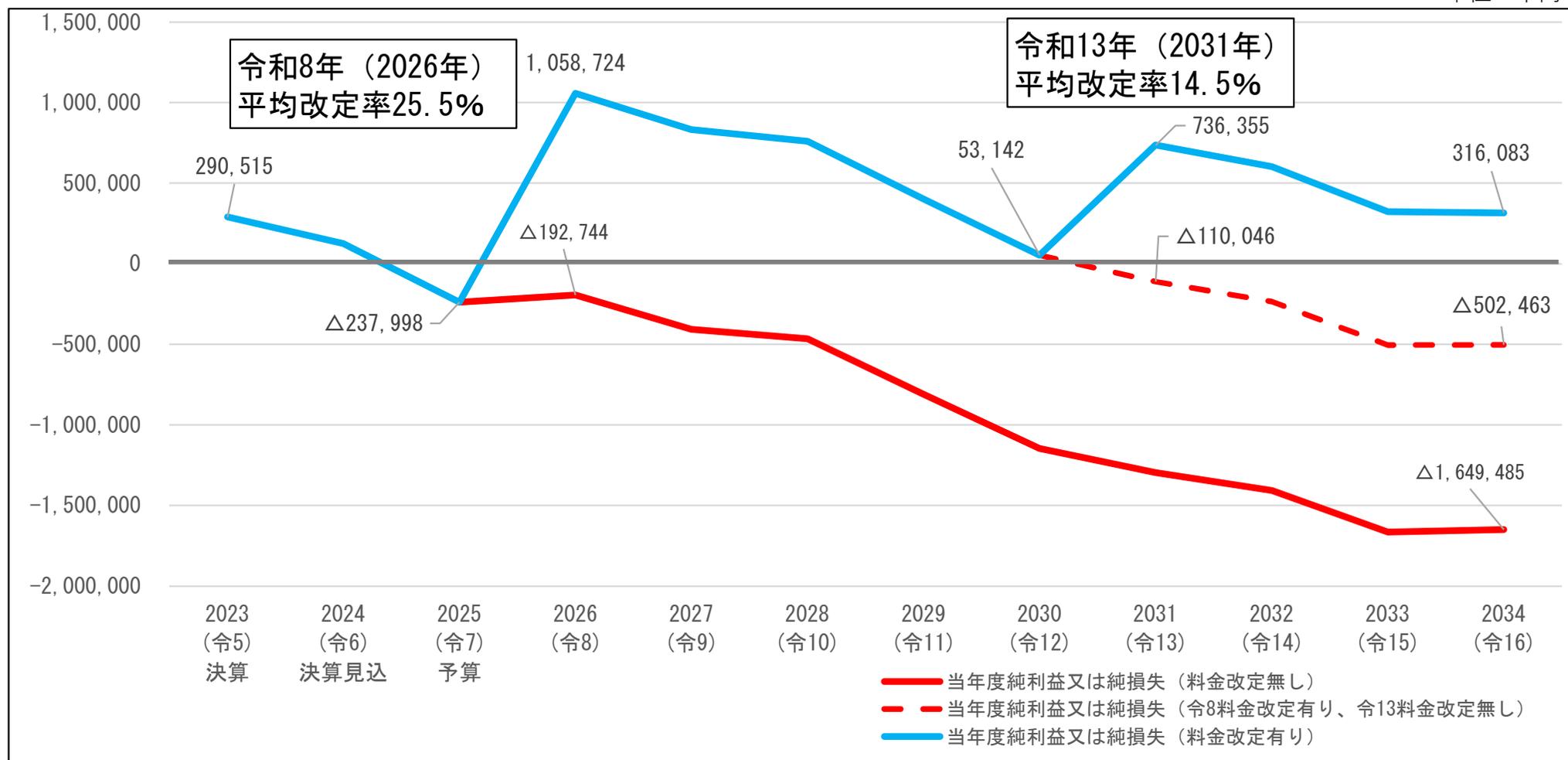
企業債残高対給水収益比率

**500%以内**

☞次世代への過大な負担を抑制するため

## 【収益的収支の見通し】

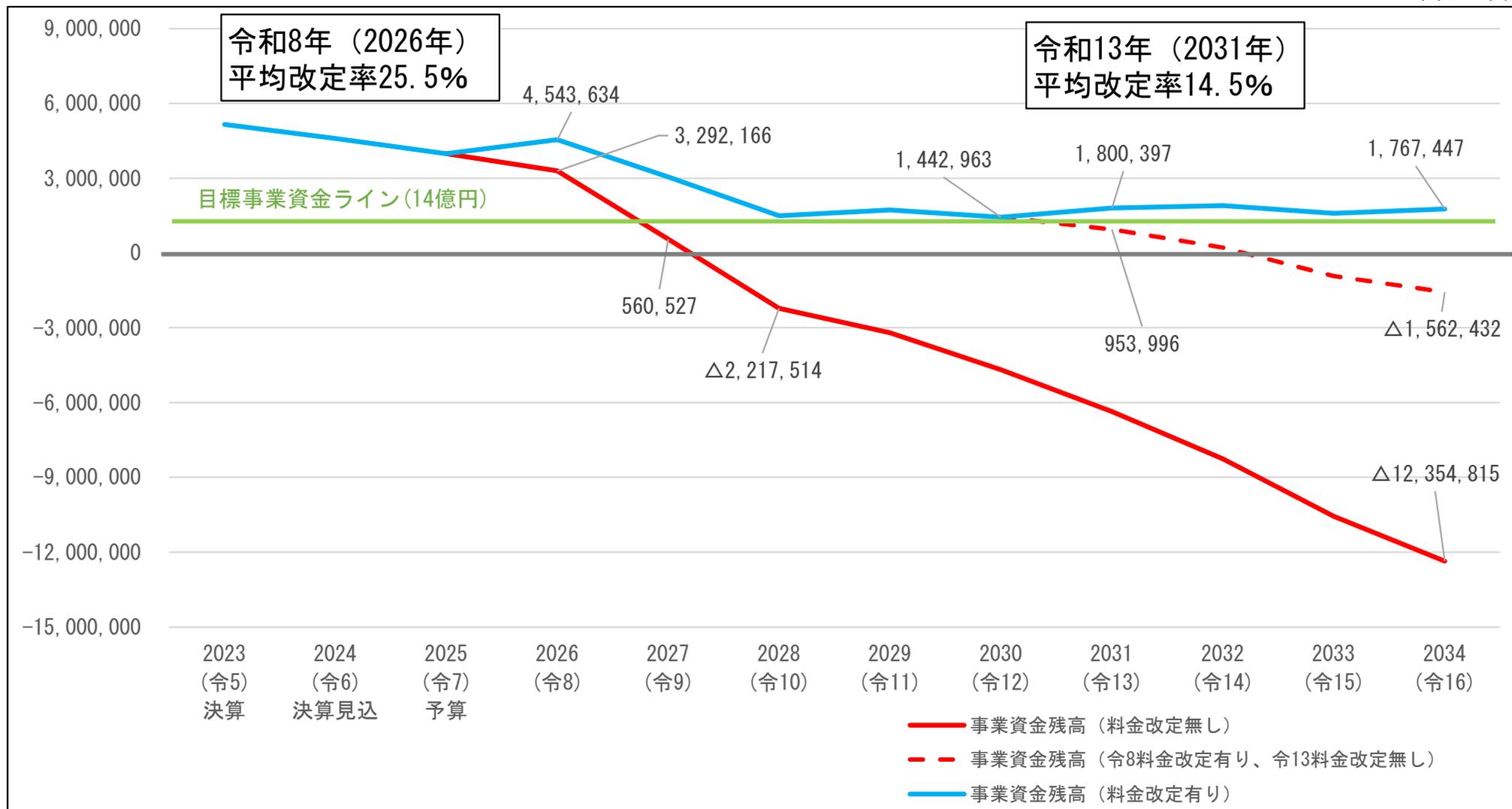
単位：千円



令和8年度・令和13年度に料金改定をすることで、令和8年度以降純利益の確保が可能です。  
 令和8年度・令和13年度にそれぞれ料金改定をしない場合は、計画期間中に純損失が生じる見込みです。

# 【事業資金残高の見通し】

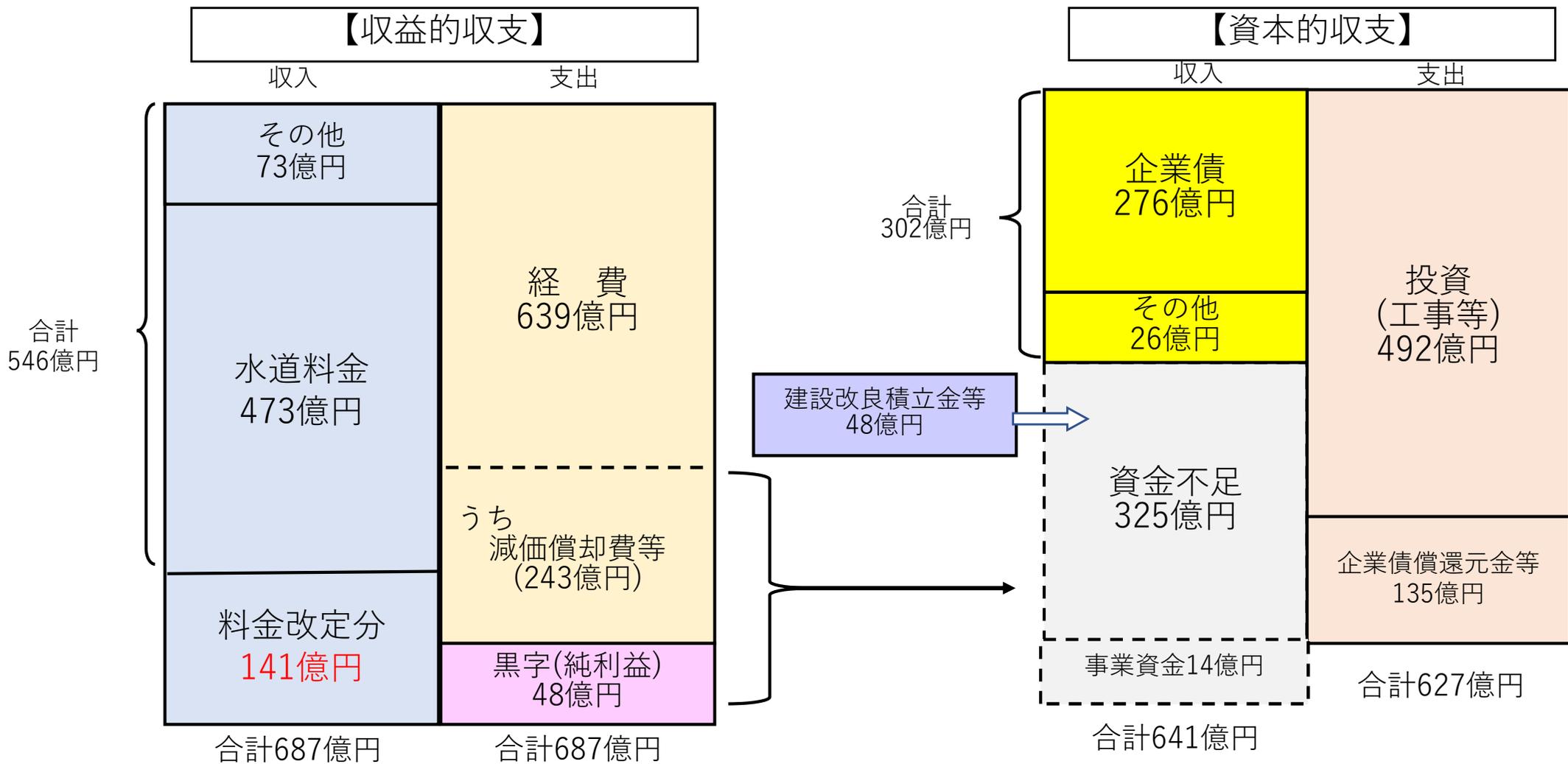
単位：千円



令和8年度・令和13年度に料金改定をすることで、目標事業資金残高14億円の維持が可能となります。  
 令和8年度・令和13年度にそれぞれ料金改定をしない場合は、計画期間中に目標事業資金ラインを割り最終的に事業資金不足となる見込みです。



# 今後10年間の財政状況について



投資・財政計画では、令和8年度に平均改定率25.5%、令和13年度に更に平均改定率14.5%により料金水準の引き上げを行うことで、計画期間中の、収支均衡（純利益の確保）、目標事業資金の確保ができるものと試算しています。



# 投資（10年間）

# 主なもの

## 473.7億円

長府浄水場更新事業（設計・建設）	231.4億円
水道施設の老朽施設更新事業	34.8億円
水道施設の耐震化事業（管路）	84.8億円
水道施設の耐震化事業（施設）	13.6億円

※上記の投資額は、今後の物価上昇（見込み分）を含んでおりません

- 浄水施設の耐震化率
- 配水池の耐震化率
- 基幹管路の耐震適合率
- 重要給水施設配水管路の耐震適合率

	R5	➡	R11	➡	R16
浄水施設の耐震化率	1.6%	➡	35.7%	➡	80.0%
配水池の耐震化率	58.9%	➡	66.4%	➡	66.4%
基幹管路の耐震適合率	43.6%	➡	46.9%	➡	50.2%
重要給水施設配水管路の耐震適合率	32.2%	➡	49.7%	➡	63.5%



長府浄水場更新完成予想図



長府浄水場更新事業の様子



老朽管更新工事の様子

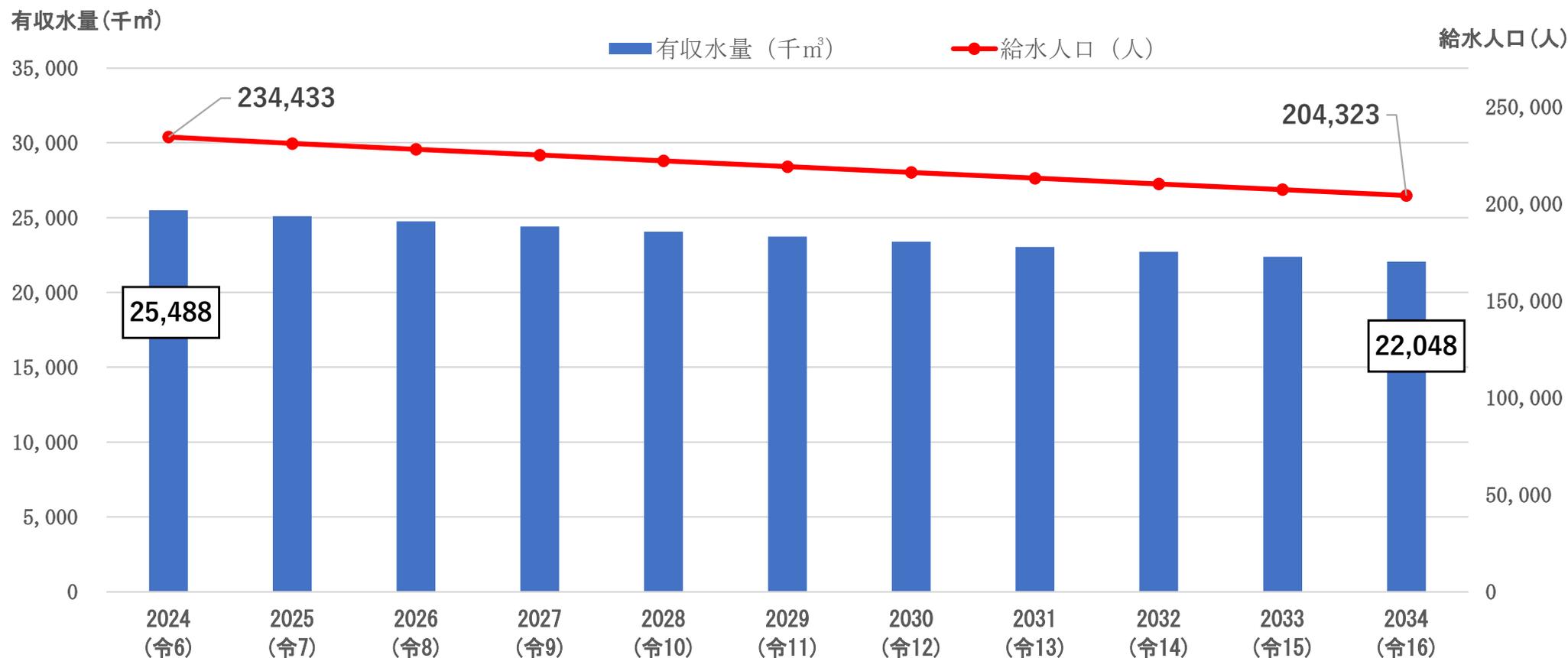


# 1 - 4 料金改定の必要性



# ①人口減少に伴う有収水量の減少

前回改定時（平成23年度）から令和6年度まで給水人口が約3万8千人減少しています。今後も人口減少は進んでいくことが予測され、令和16年度までに更に約3万人減少する見込みです。そのため、水道料金収入の元となる有収水量は、平成23年度の水準に比べて約29%減少する見込みとなっています。



## ②物価・人件費の上昇

前回料金改定から、特に令和4年度以降、物価・人件費が急上昇しており、事業の実施に大きな影響を与えています

内容	平成23年度	令和5年度	上昇率
建設工事（総合）※1	94.7	123.4	<b>1.3</b> 倍
水道管布設工事費用 （開削工事単価（千円/m））	121	194	<b>1.6</b> 倍
消費者物価指数 ※2 （生鮮食品除く）	95.2	105.6	<b>1.11</b> 倍
動力費（千円） ※3	277,014	434,348	<b>1.6</b> 倍

※1 建設工事費デフレーター（国土交通省発表の建設工事価格の変動を把握するための重要な指標）による数値

※2 消費者物価指数（消費者が購入するモノやサービス等の物価の動きを把握するための統計指標）は総務省が毎月発表している。

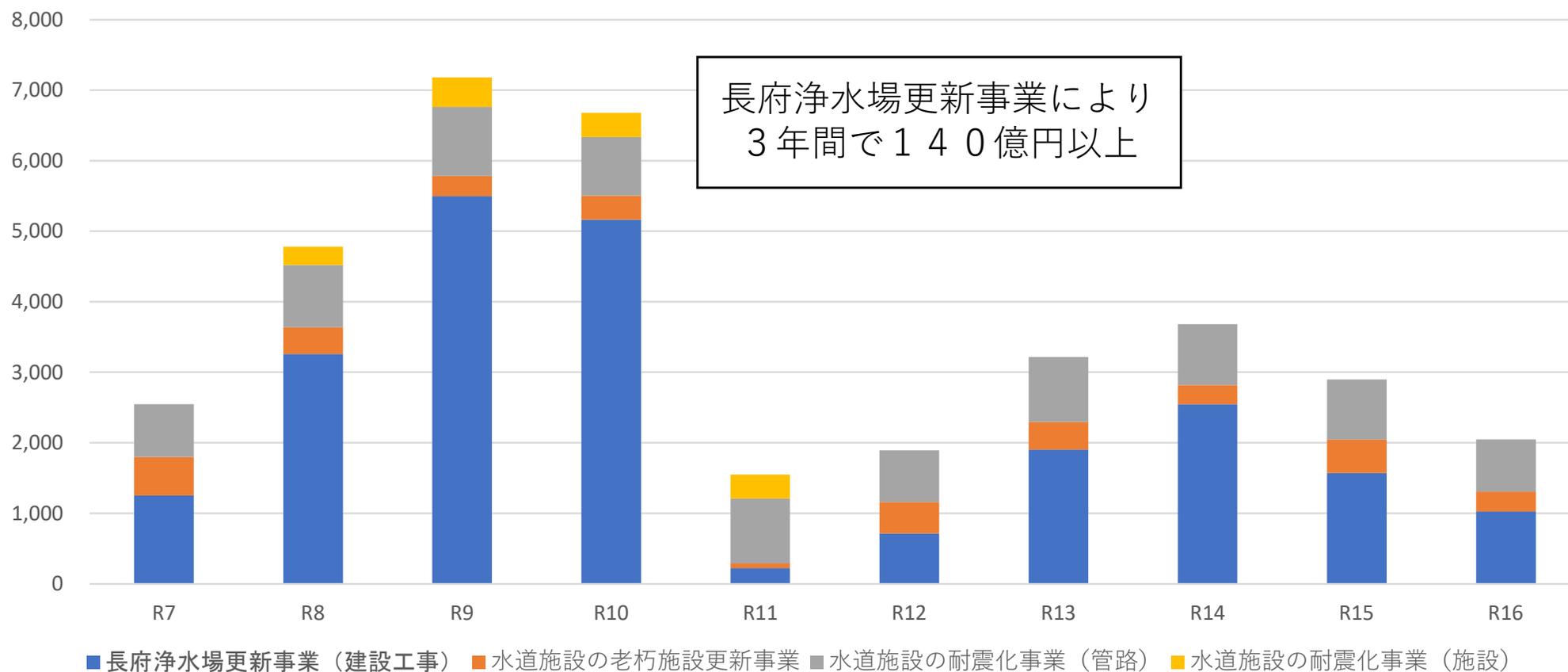
※3 動力費（ポンプによる送配水に要する費用）

内閣府の試算（ベースラインケース）により、令和7年度～11年度までは年1%、令和12年度～16年度までは年0.8%の物価上昇を見込んでいます。

### ③老朽化した施設・管路更新の本格化

## 10年間の投資額の推移

事業費（百万円）



※令和8年度から令和10年度にかけて長府浄水場更新事業に係る投資額がピークを迎えます。

## 料金改定を行わないと…

老朽化した施設・管路の更新や耐震化のための工事に必要な資金が不足する。



地震などの災害が発生した際に長期間の断水が生じてしまう可能性が高まる。

他都市で発生しているような老朽化した施設・管路の事故の発生リスクが高まる

中長期ビジョンで掲げた目標（安全・強靱・持続進化）を果たすため、市民（お客さま）へのサービスを低下させないため、将来世代に負担を先送りしないために・・・

# 料金改定の検討

を行う必要があります。

## 2. 水道料金の仕組み



## 2 - 1 公営企業会計について



# 公営企業会計の特徴

	公営企業会計	官公庁会計
下関市の公営企業	水道事業・下水道事業・病院事業 等	市場事業 ・観光施設事業 等
会計方式	発生主義	現金主義
非現金支出の有無	有（減価償却費・資産減耗費等）	無
予算・決算における取引区分	有（歳入・歳出を収益的収支・資本的収支に区分）	無

※次ページで説明



# 地方公営企業の予算・決算

歳入と歳出は「**収益的収支**」と「**資本的収支**」に区分される

## ・収益的収支

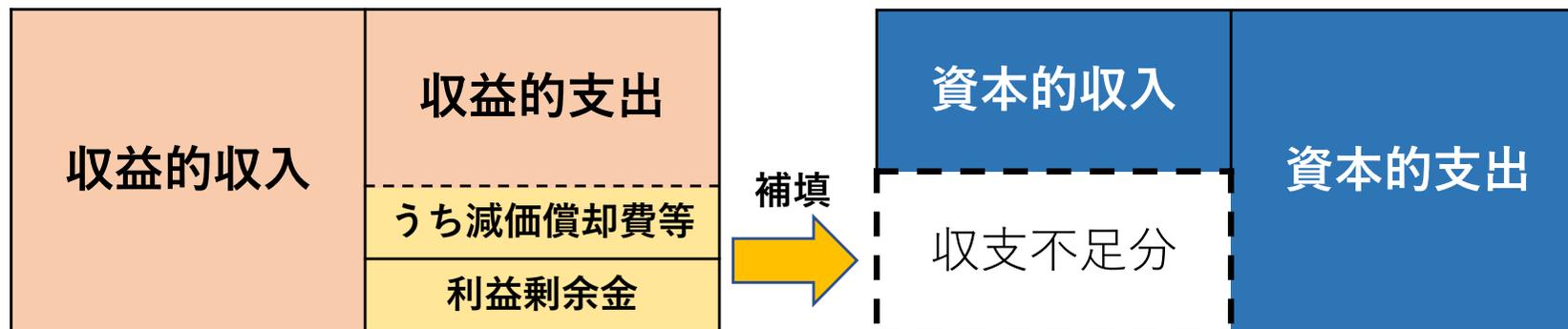
当年度の損益取引にもとづくもの

〔 例 収益的支出：人件費、動力費、減価償却費等  
収益的収入：水道料金、受託工事収益等 〕

## ・資本的収支

支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の利益に対応するもの

〔 例 資本的支出：建設改良費、企業債償還元金等  
資本的収入：企業債、出資金等 〕



## 2 - 2 基本原則



## 地方公営企業法上の位置付け

### ○地方公営企業法第2条

この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業に適用する。

①水道事業（簡易水道事業を除く。）

②工業用水道事業  
(後略)

### ○地方公営企業法第3条

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

## 独立採算制の原則

### ○地方公営企業法第17条の2

地方公営企業の運営は、以下の2つ等にあてはまる経費については「公営企業繰出金」として、一般会計等がその経費の一部を負担するものとされているが、それ以外の経営に要する経費については、経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算性が原則とされている。

①その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

(例 公共の消防のための消火栓に要する経費)

②その公営企業の性質上能率的な運営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

(例 へき地における医療の確保を図るために設置された病院に要する経費)

## 地方公営企業法上の料金

### ○地方公営企業法第21条第2項

料金は、**公正妥当**なものでなければならない、かつ、**能率的な経営**のもとにおける**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

## 水道法上の料金

### ○水道法第14条第1項

水道事業者は、**料金**、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、**供給規程**※を定めなければならない。

※下関市では「下関市水道事業給水条例」が該当

### ○水道法第14条第2項

前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

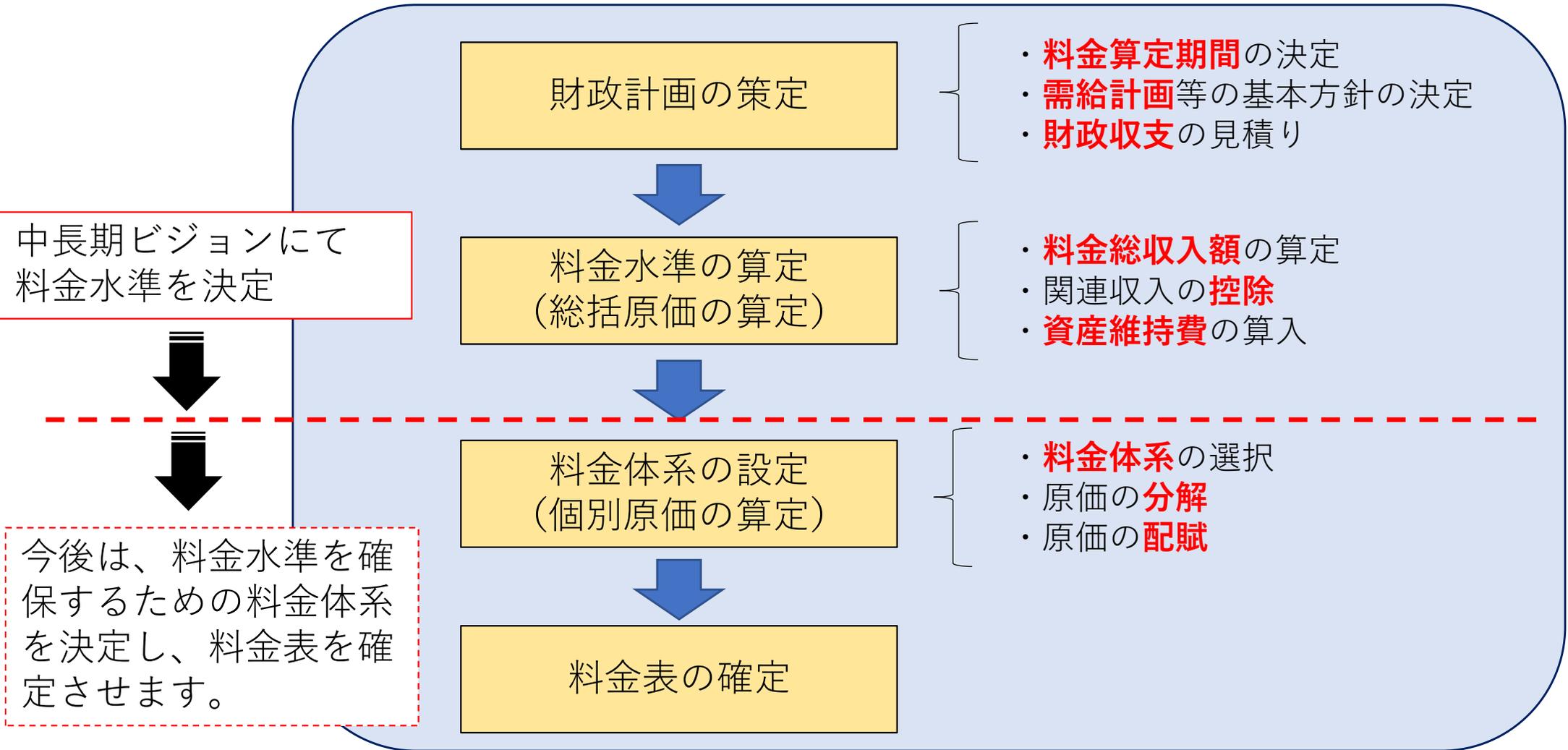
- ①料金が、**能率的な経営**の下における**適正な原価**に照らし、健全な経営を確保することができる**公正妥当**なものであること。
- ②料金が、**定率**又は**定額**をもつて明確に定められていること。
- ③水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- ④特定の者に対して**不当な差別的取扱い**をするものでないこと。

## 2 - 3 料金算定の仕組みについて



# 水道料金算定の仕組みについて

図 料金算定のプロセス



# 料金算定期間

## ○水道料金算定要領

料金算定期間は、算定時からおおむね **3年から5年を基準**とする。

## ○水道料金改定業務の手引き

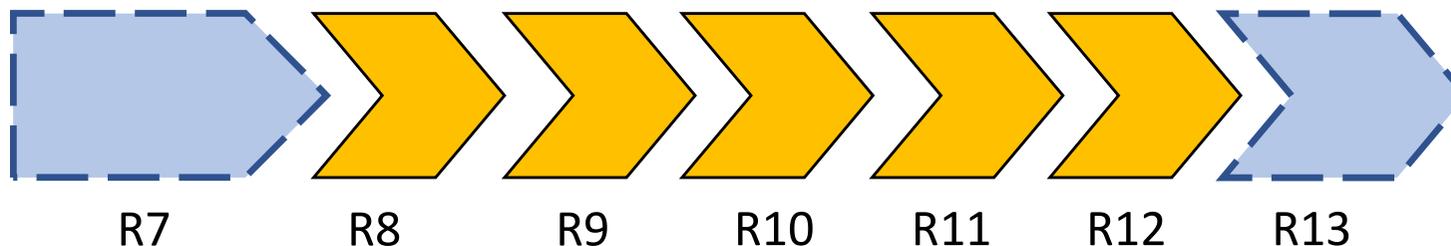
以下の2つの要請に応えるものでなければならない。

### ①水道料金負担の期間的公平性

算定期間が短いほど、原価構成要素の的確な把握が可能となり、経済の推移や給水需要の動向など、予測に伴う不確定な要素をより多く排除することが可能となる。

### ②水道料金の期間的安定性

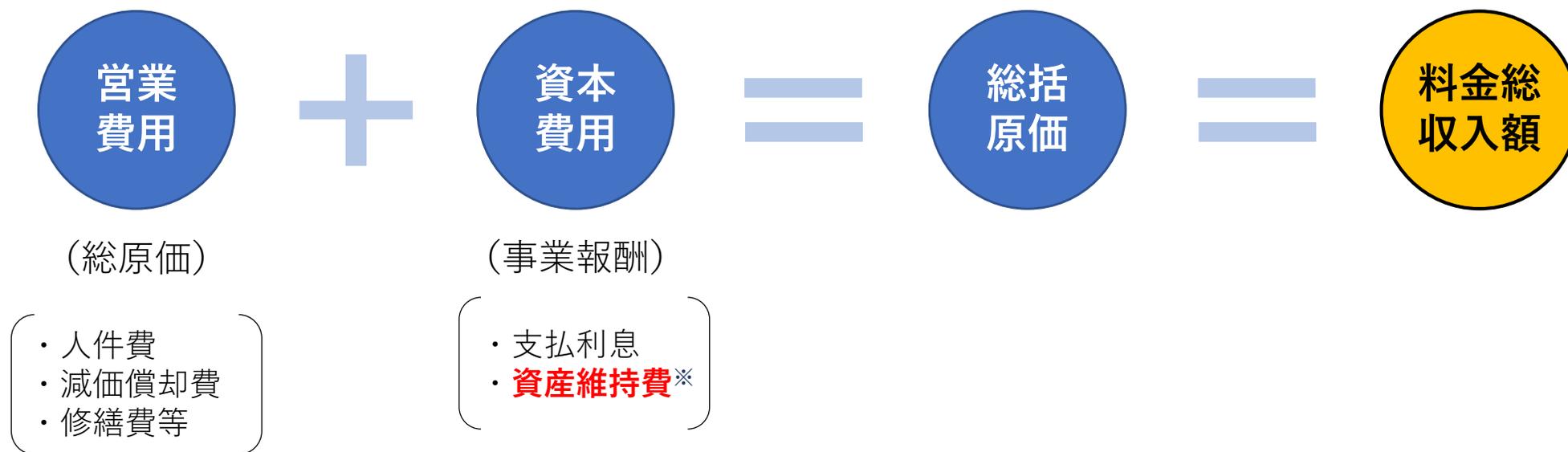
水道料金は使用者の日常生活における経済的尺度としての機能を担っているため住民生活への影響等にも配慮し、長期安定的に維持されるべき。



# 総括原価方式とは

## ○水道料金算定要領

「料金算定期間中における料金総収入額は、**適正な原価**に基づき算定されなければならない。この場合の原価は、**営業費用のほか資本費用をも含む**ものであり、これが通常、**総括原価**といわれるところから、料金総収入額は、総括原価に等しいものとして決定される。」



※【算定要領】**資産維持費**＝対象資産×**資産維持率**

# 水道料金算定の概要

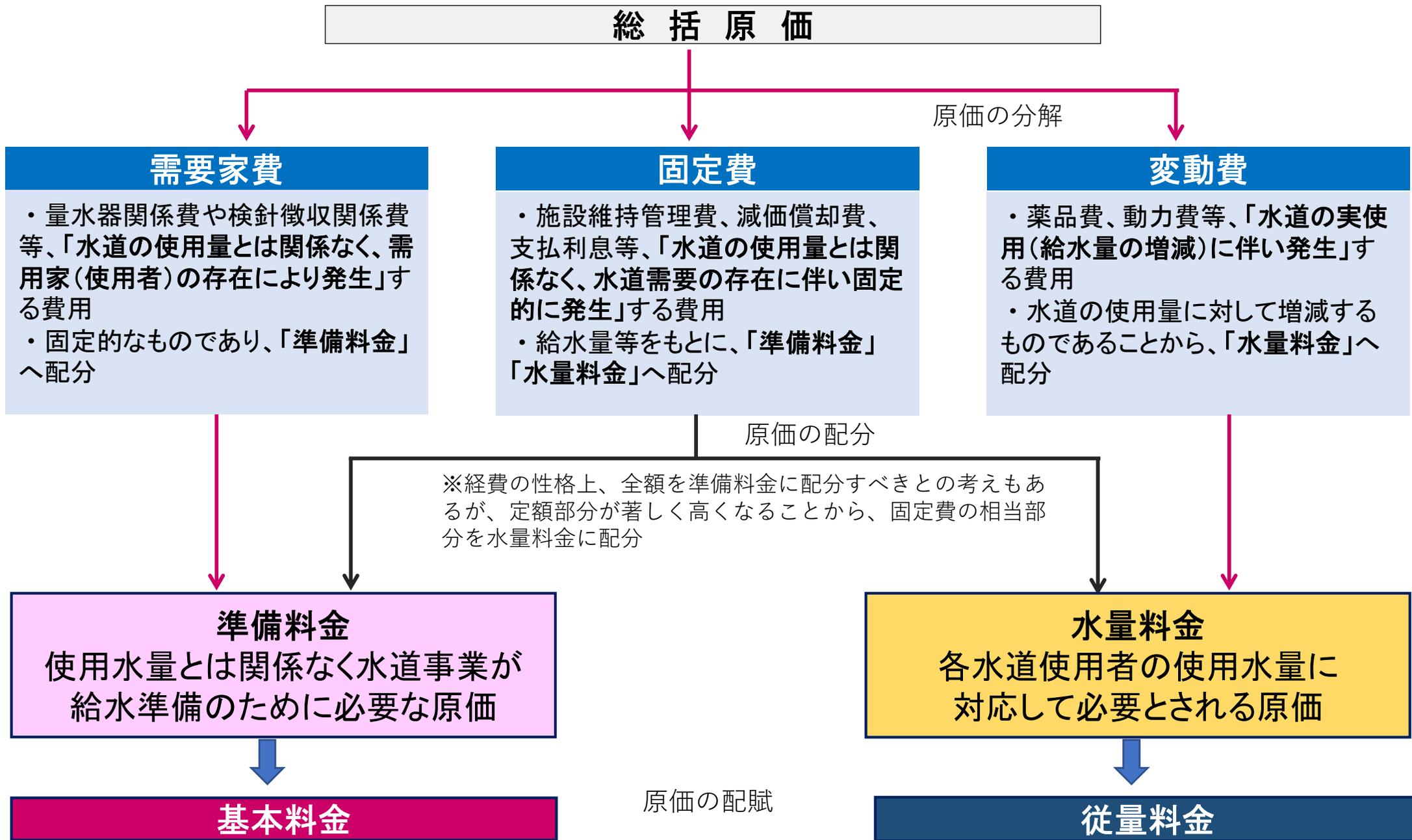
## ○基本料金と従量料金（二部料金制）

種別	定義	対象となる経費
基本料金	使用水量の有無に関わらず水道メーター口径や用途に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	水道メーター設置費 検針徴収経費 等
従量料金	使用水量に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	動力・薬品費 等

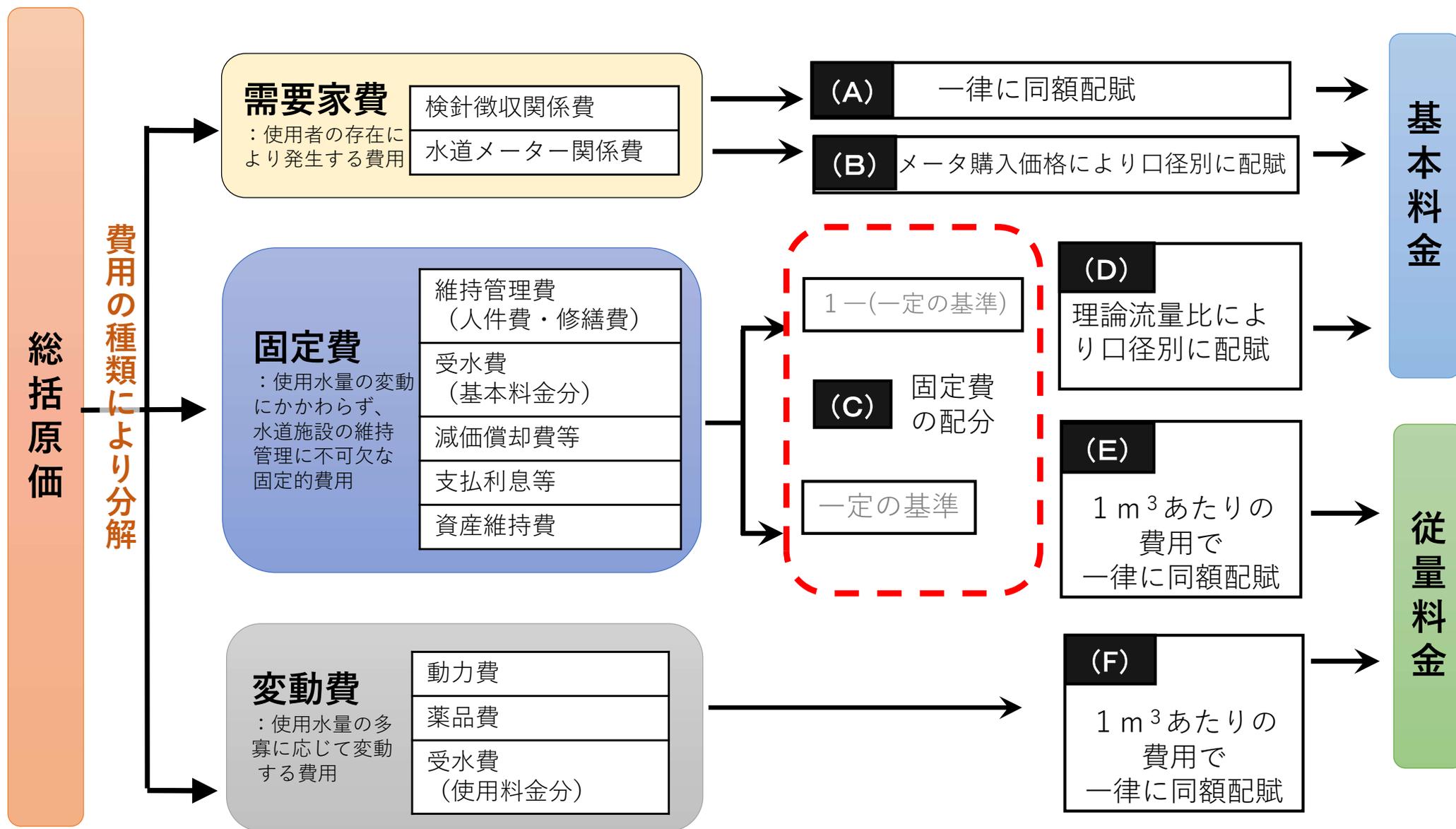
## ○口径別料金体系と用途別料金体系



# 総括原価の分解と料金体系への配賦①



# 総括原価の分解と料金体系への配賦②



# 3. 下関市の水道料金



## 3 - 1 過去の料金改定について



# 過去の料金改定一覧

区 分		平成元年6月1日から 平成8年5月31日まで	平成8年6月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から
基 本 料 金	mm	円	円	円	円	円
	13	ただし、 13mm～25mmまでに ついては 基本水量10m <sup>3</sup> を付 加 800	ただし、 13mm～25mmまでに ついては 基本水量10m <sup>3</sup> を付 加 1,029	1,092	1,123	1,143
	20	1,270	1,638	1,722	1,771	1,803
	25	1,540	2,016	2,100	2,160	2,200
	40	3,300	4,378	4,662	4,795	4,883
	50	6,400	8,505	10,017	10,303	10,493
	75	14,000	18,585	20,601	21,189	21,581
	100	27,000	35,700	38,430	39,528	40,260
	150	71,000	94,500	99,414	102,254	104,147
	200	142,000	187,950	197,610	203,256	207,020
250	247,000	327,600	340,137	349,855	356,333	
従 量 料 金	一 般 用 第一段料金	1か月30m <sup>3</sup> までは 1m <sup>3</sup> につき 126  〔ただし、13mm～25mmに ついては1か月10m <sup>3</sup> を こえる1m <sup>3</sup> につき〕	1か月30m <sup>3</sup> までは 1m <sup>3</sup> につき 150  〔ただし、13mm～25mmに ついては1か月10m <sup>3</sup> を こえる1m <sup>3</sup> につき〕	1か月30m <sup>3</sup> までは 1m <sup>3</sup> につき 178  〔ただし、13mm～25mmに ついては1か月10m <sup>3</sup> まで は1m <sup>3</sup> につき 10〕	1か月30m <sup>3</sup> までは 1m <sup>3</sup> につき 183  〔ただし、13mm～25mmに ついては1か月10m <sup>3</sup> まで は1m <sup>3</sup> につき 10〕	1か月30m <sup>3</sup> までは 1m <sup>3</sup> につき 186  〔ただし、13mm～25mmに ついては1か月10m <sup>3</sup> まで は1m <sup>3</sup> につき 10〕
	一 般 用 第二段料金	1か月30m <sup>3</sup> をこえる 1m <sup>3</sup> につき 192	1か月30m <sup>3</sup> をこえる 1m <sup>3</sup> につき 237	1か月30m <sup>3</sup> をこえる 1m <sup>3</sup> につき 274	1か月30m <sup>3</sup> をこえる 1m <sup>3</sup> につき 281	1か月30m <sup>3</sup> をこえる 1m <sup>3</sup> につき 286
増度	1.52	1.58	1.54	1.54	1.54	
基本水量	有	有	無	無	無	
平均改定率	23.79%	18.01%	15.08%	3%	2%	



## 3 - 2 現行の水道料金体系について



# 下関市の水道料金体系について

## 下関市の料金体系

一部料金制

定額料金制

従量料金制

基本料金 = 用途・口径の併用型

従量料金 = 逡増型

二部料金制

基本料金  
(基本水量有)

基本料金  
(基本水量無)

用途別

口径別

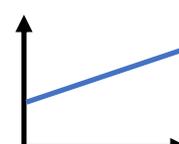
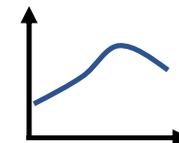
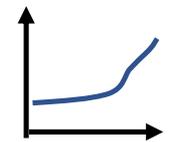
その他

水量料金

逡増型

逡減型

単一型



# 下関市の水道料金体系について

## ①口径別料金

給水管の口径ごとに個別に単価を設定

## ②用途別料金

湯屋用及び私設消火栓の料金を低く設定

## ③二部料金制

基本料金+従量料金

## ④従量料金制

生活用水としての使用が多いメータ口径25mm以下の従量料金は、月10m<sup>3</sup>までは1m<sup>3</sup>あたり10円を設定

### 【一般用】

第一段と第二段の水量区画を設定し、区画別に料金格差を設定

### 【湯屋用・私設消火栓用】

第一段料金と第二段料金に料金格差を設定していない

※公共的役割を考慮

# 下関市の水道料金表

メータ 口径	基本料金 (円/税込)	従量料金(円/税込)					
		一般			湯屋・私設消火栓		
		～10m <sup>3</sup>	～30m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup> 超	～10m <sup>3</sup>	～30m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup> 超
13mm	1,143	10	186	286	10	63	63
20mm	1,803	10	186	286	10	63	63
25mm	2,200	10	186	286	10	63	63
40mm	4,883	186	186	286	63	63	63
50mm	10,493	186	186	286	63	63	63
75mm	21,581	186	186	286	63	63	63
100mm	40,260	186	186	286	63	63	63
150mm	104,147	186	186	286	63	63	63
200mm	207,020	186	186	286	63	63	63
250mm	356,333	186	186	286	63	63	63

※二段階制であるが、13mm～25mmに関しては月10m<sup>3</sup>まで料金を抑制する配慮がなされている。



## モデルケースによる料金比較

モデル	メータ口径	1月の使用水量	1月の水道料金	従量料金 1 m <sup>3</sup> あたり単価
単身	1 3 mm	1 0 m <sup>3</sup>	1,243円	10円
2～3人家族	1 3 mm	2 0 m <sup>3</sup>	3,103円	98円
単身	2 0 mm	1 0 m <sup>3</sup>	1,903円	10円
2～3人家族	2 0 mm	2 0 m <sup>3</sup>	3,763円	98円
店舗兼住宅	2 5 mm	5 0 m <sup>3</sup>	11,740円	190円
飲食店など	4 0 mm	2 5 0 m <sup>3</sup>	73,383円	274円
工場など	1 0 0 mm	1, 0 0 0 m <sup>3</sup>	323,260円	283円

# メータ口径13mm～40mmの使用水量と料金の関係

## 月の使用水量と水道料金の関係

単位：円

14,000

12,000

10,000

8,000

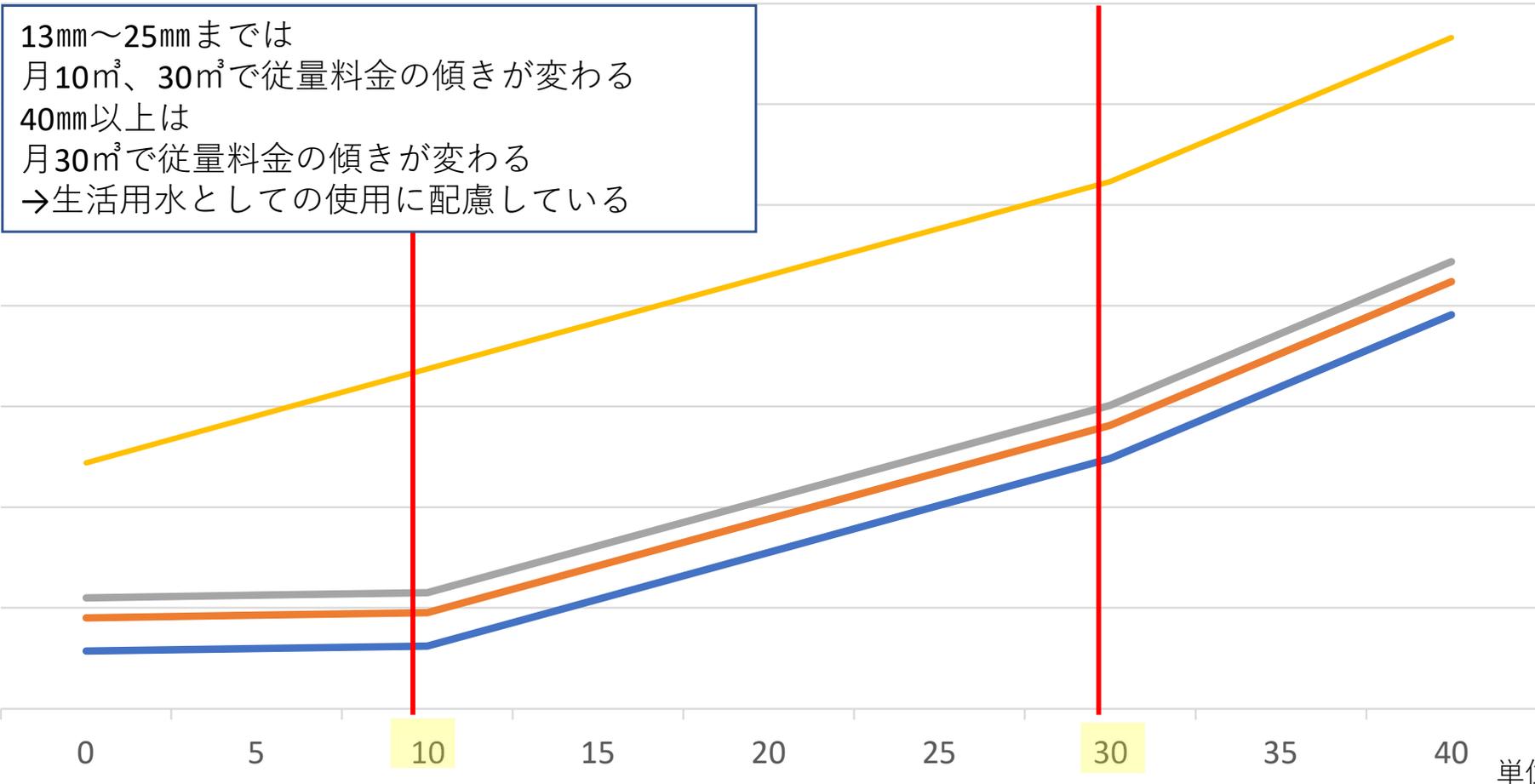
6,000

4,000

2,000

0

13mm～25mmまでは  
月10m<sup>3</sup>、30m<sup>3</sup>で従量料金の傾きが変わる  
40mm以上は  
月30m<sup>3</sup>で従量料金の傾きが変わる  
→生活用水としての使用に配慮している



単位：m<sup>3</sup>

— 13mm — 20mm — 25mm — 40mm

※湯屋・私設消火栓を除く



## 前回改定時（平成23年）の概要

### 主な変更点

- ・基本水量制を廃止
- ・月10m<sup>3</sup>までの従量料金について特別な配慮

### 変更理由

- ・基本水量内にある10m<sup>3</sup>以下の利用者にとって、1m<sup>3</sup>と10m<sup>3</sup>の利用者が同じ料金負担となる不公平感があるため基本水量制を廃止
- ・ただし、生活用水への配慮から月10m<sup>3</sup>までの従量料金については1m<sup>3</sup>当たり10円に設定

3 - 3

# 水道料金改定（案）の方向性について



# 水道料金改定（案）検討の方向性について

## 答申付帯意見

①

口径別の基本料金及び従量料金の水道料金改定を実施するに当たっては、**口径別の使用水量の実態などをより詳細に把握し、誰にどのくらいの負担を求めかなどを含めた料金体系のあり方について検討した上で、市民（お客さま）に対して、積極的かつ分かりやすい説明を実施すること。**

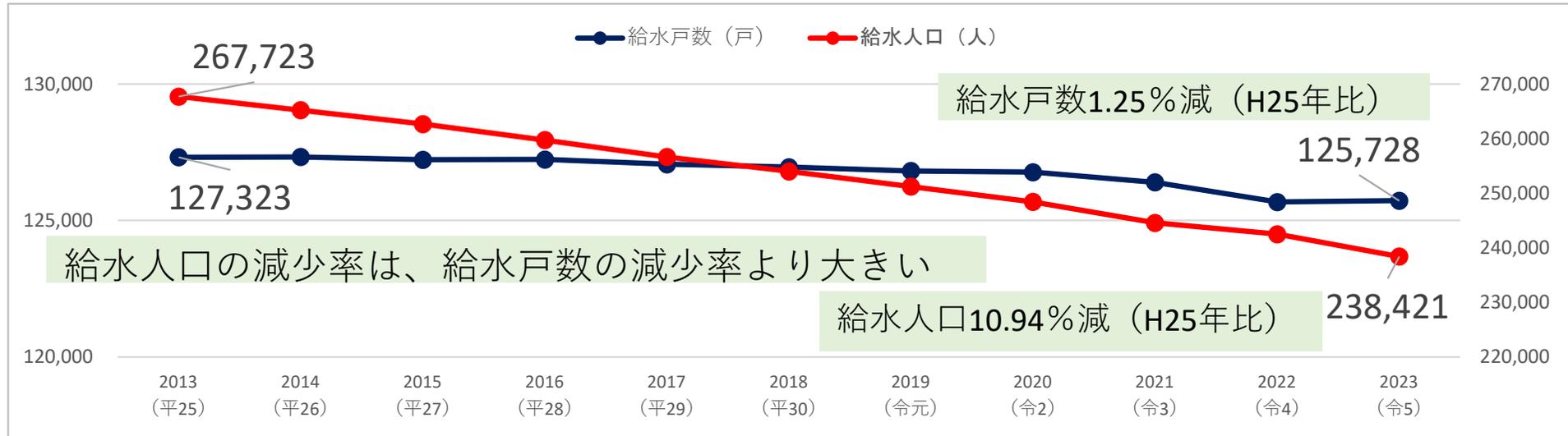
②

水道料金改定を実施する場合において、値上げについては、市民（お客さま）の生活に配慮し、**段階的又は定期的な措置を検討すること。**

# 使用水量の分析（使用実態）について

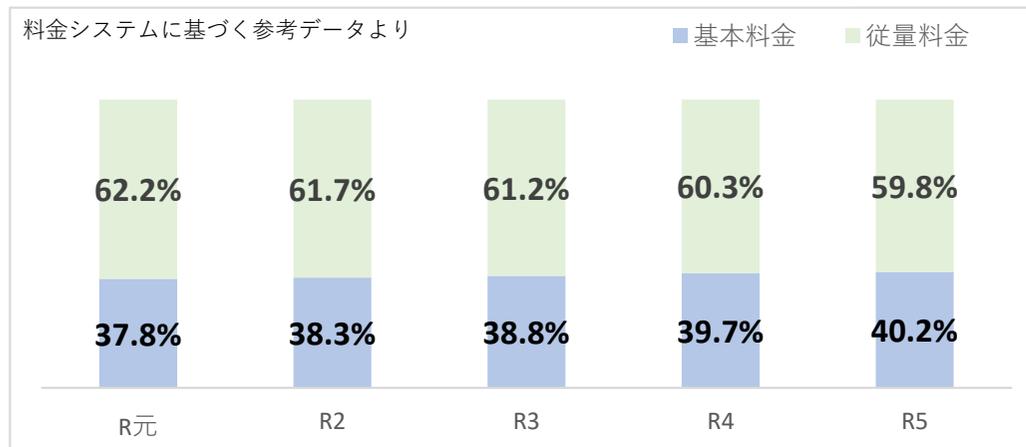
## 給水人口と給水戸数の推移

中長期ビジョン17P 図表3-2-②



## 基本料金と従量料金の割合の推移

料金システムに基づく参考データより



給水人口の減少率（＝従量料金の減少率）が、給水戸数の減少率（基本料金の減少率）より大きいため、従量料金の割合が低くなってきています。

基本料金での回収割合を引き上げることで財源の安定化が図られる。

# 使用水量の分析（使用実態）について

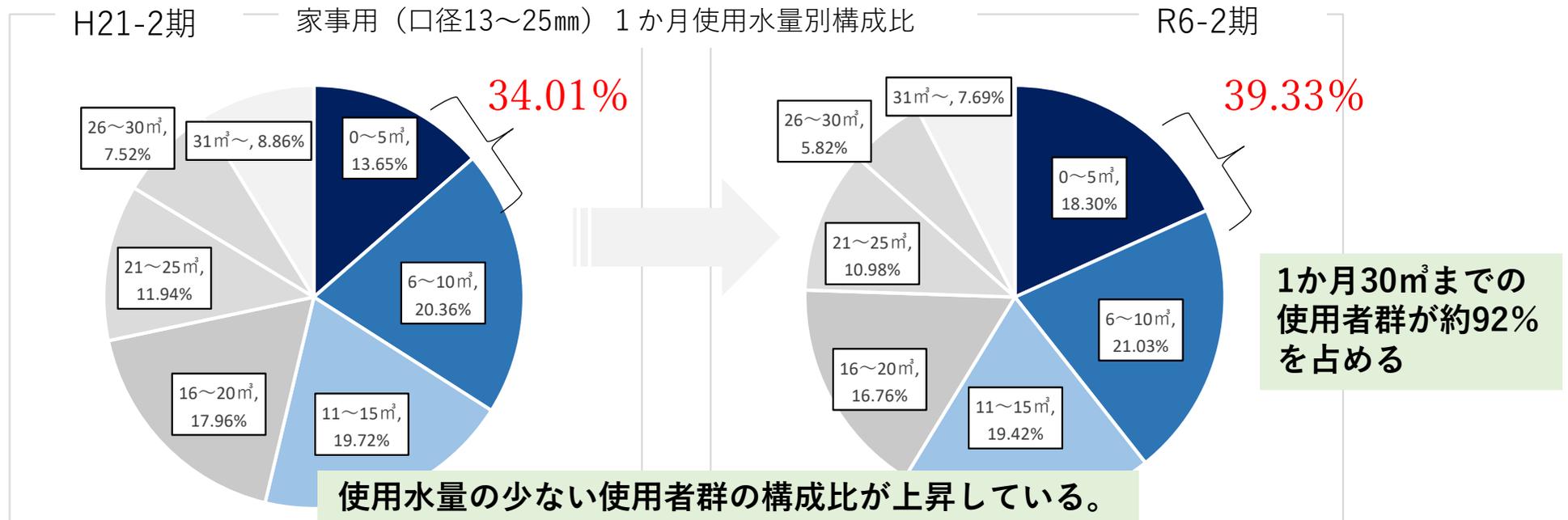
## 使用区分の割合（給水戸数及び使用水量）

令和6年度分データ（参考値）より

	家事用	業務用	湯屋用	計	
給水戸数	683,460戸 (90.476%)	71,890戸 (9.517%)	54戸 (0.007%)	755,404戸 (100.000%)	家事用の給水戸数（契約）が 90%以上
使用水量	18,524,644m <sup>3</sup> (72.1%)	7,153,052m <sup>3</sup> (27.8%)	25,604m <sup>3</sup> (0.1%)	25,703,300m <sup>3</sup> (100.0%)	

## 13～25mm使用者の使用実態（15年前との比較含む。）

令和6年度2期分データ（参考値）より



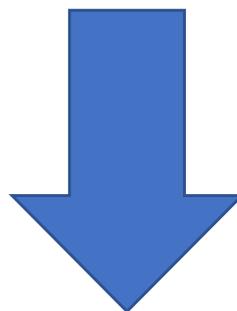
## お客さまへの積極的かつ分かりやすい説明

水道料金改定の必要性及び改定案並びに経営審議会での審議状況等、水道料金改定の検討状況について市民へ説明するため、市内8か所で説明会を実施予定

開催日	会場		開始時間
8月1日（金）	豊田総合支所	第2・3会議室	18：00
8月2日（土）	豊北総合支所	2F大会議室	14：00
8月3日（日）	長府東公民館	講堂	10：00
8月4日（月）	生涯学習プラザ（細江）	学習室1・2	18：30
8月5日（火）	勝山公民館	第1研修室	18：00
8月6日（水）	川棚公民館	第1会議室	18：00
8月7日（木）	アブニール（菊川）	研修室	18：00
8月8日（金）	やすらガーデン（安岡）	第1研修室	18：00

## 現行水道料金の課題

水道使用量によって料金の差が大きいため不公平



従量料金について逡増度の緩和が求められる

## 中長期ビジョンに対するパブリックコメントでのご意見

水道料金に関する意見提出者 22名

提出意見数 35件

うち料金値上げに反対する意見が 17件

値上げに一定の理解を示しつつ配慮を求める意見が 2件

### 具体的な意見

低所得者への多大な負担を求めることのないよう配慮をお願いします。

水道代が上がったら、生きていけない

水道は毎日使うもので料金引き上げはこまります。

水道料金の値上げは現在の物価高では家計への影響が大きすぎる。大変困ります。

値上げは絶対反対です。

水道料金が現在でも高いのに値上げなどとんでもないです。

水道料金の値上げはこまります。値上げしないでください。

物価高の今、ライフラインである水道料金が高くなるのは生活ができなくなると思う。

水道料金の引き上げが、今より大きく改定されることは、家計への負担があまりにも大きすぎると思います。

## 令和7年度水道展におけるアンケート結果

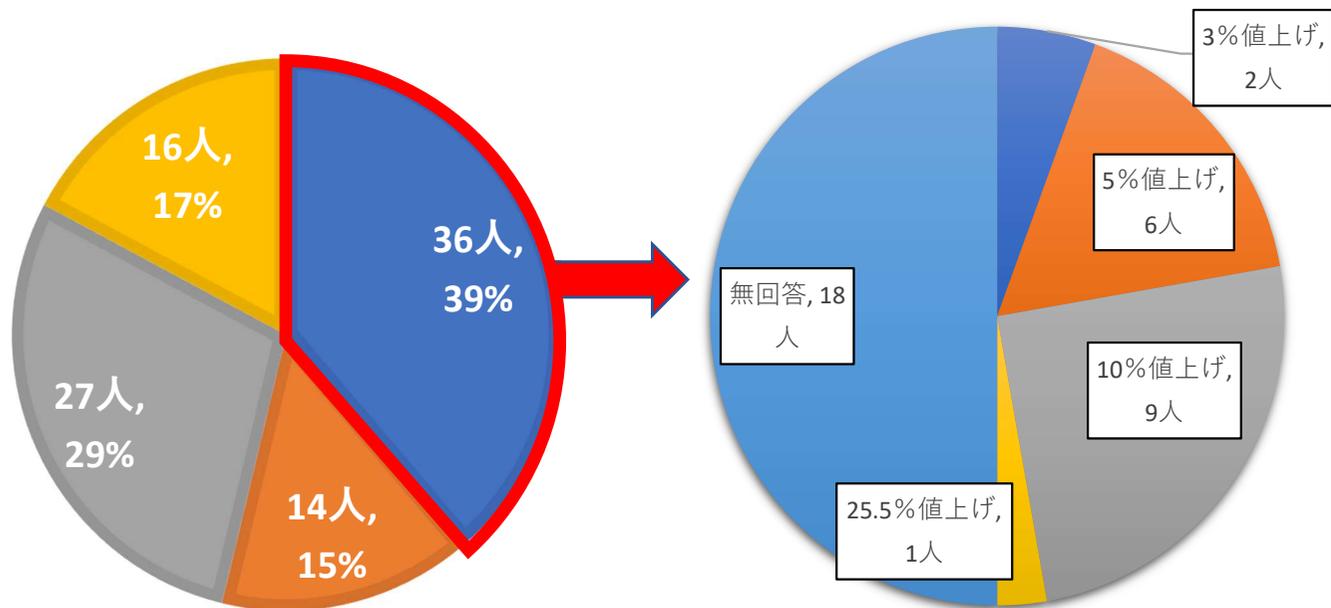
令和7年6月7日 シーモール下関においてアンケートを実施 回答総数93名

### 質問内容

下関市にお住まいの方におたずねします。上下水道局では、老朽化した施設や管路の更新や耐震化といった工事を計画的に実施する必要がありますが、将来世代への負担が重くなりすぎないようにするために、水道料金の改定を検討しています。  
あなたは、このことについて、どのようにお考えですか？

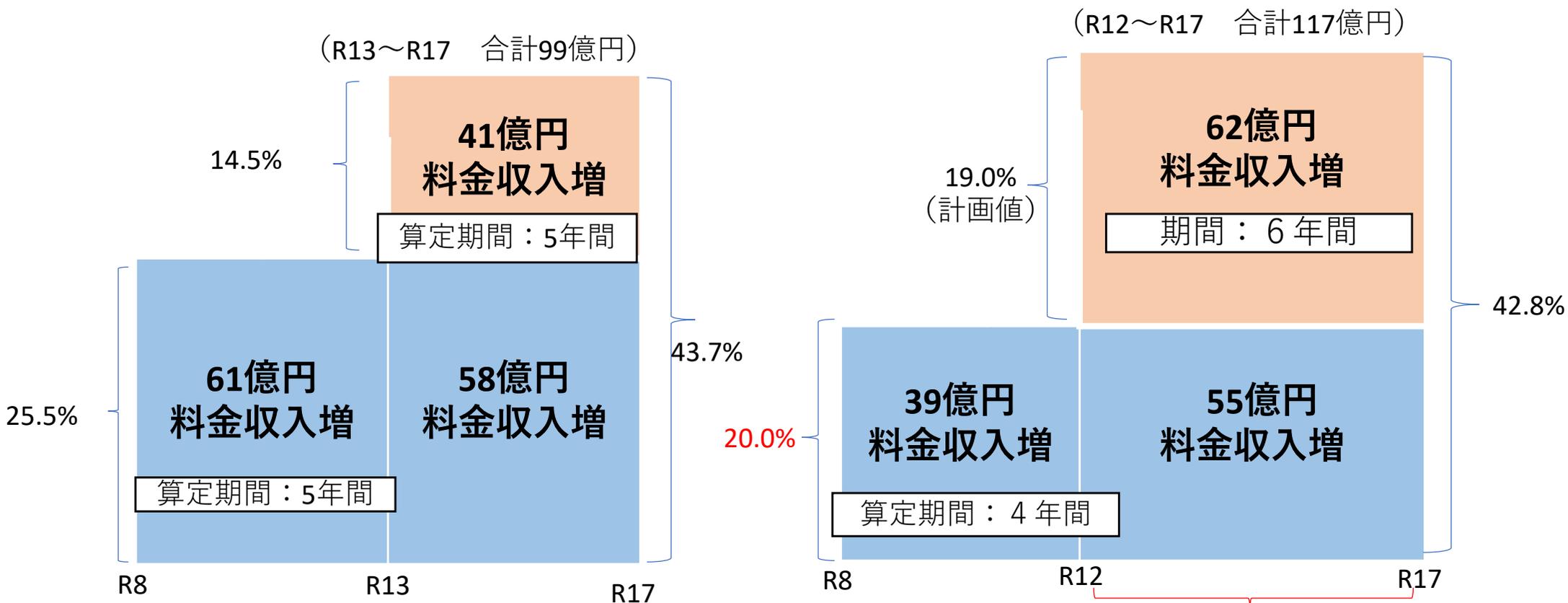
### 値上げの反対理由

料金にもよるが家計を圧迫する  
何もかも値上げで生活が苦しい  
です  
生活全体が物価高のため  
お給料が上がらないから  
このままの方が助かる  
年金生活ですから



■ ある程度はやむを得ない ■ 反対 ■ わからない ■ 無回答

# 料金算定期間の検討

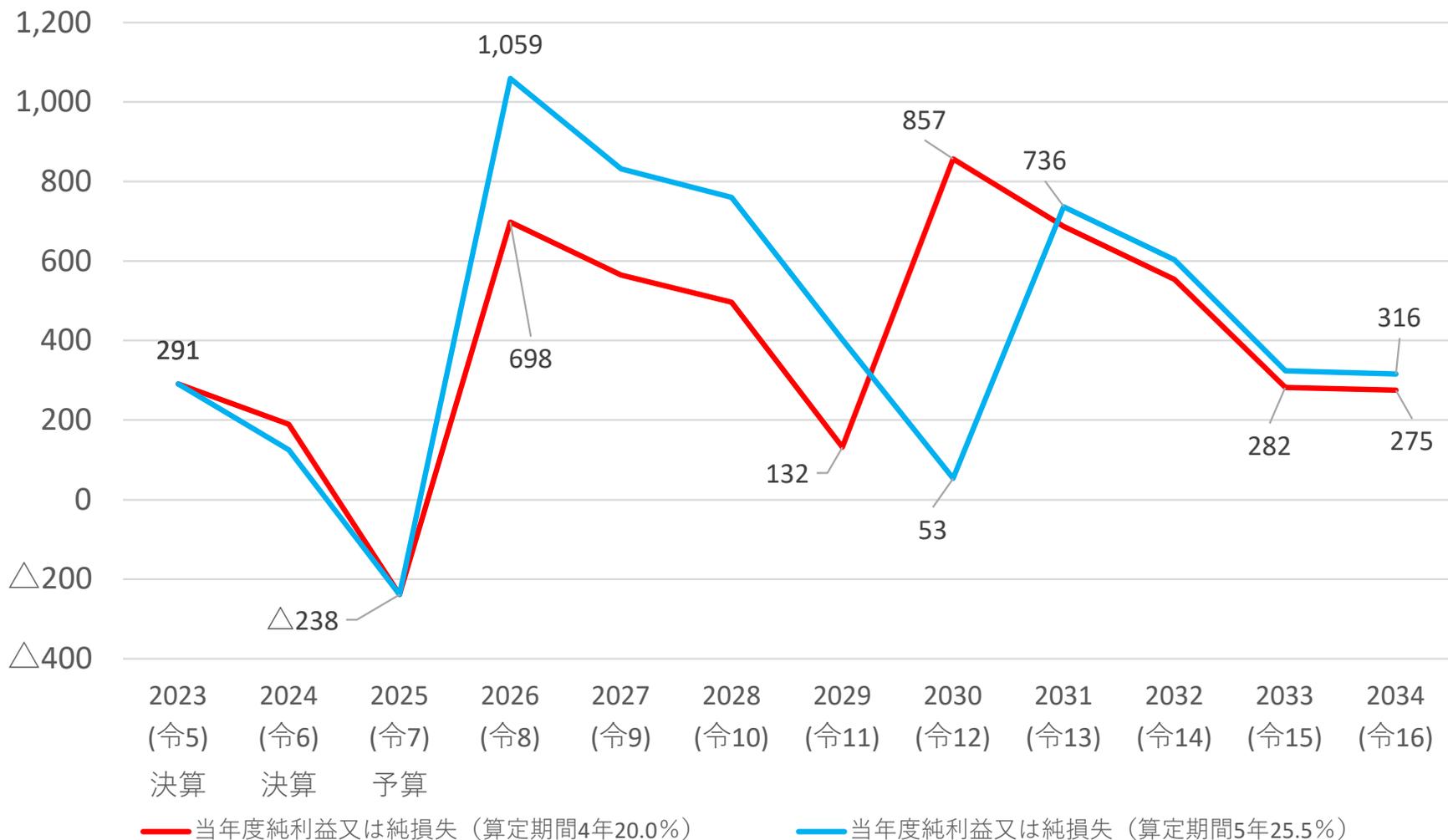


※令和12年度以降は料金算定期間4年を基準に検討を行う

→ 料金算定期間を見直すことで段階的又は定期的な措置を担保

# 収益的収支の比較（算定期間4年・5年）

単位：百万円

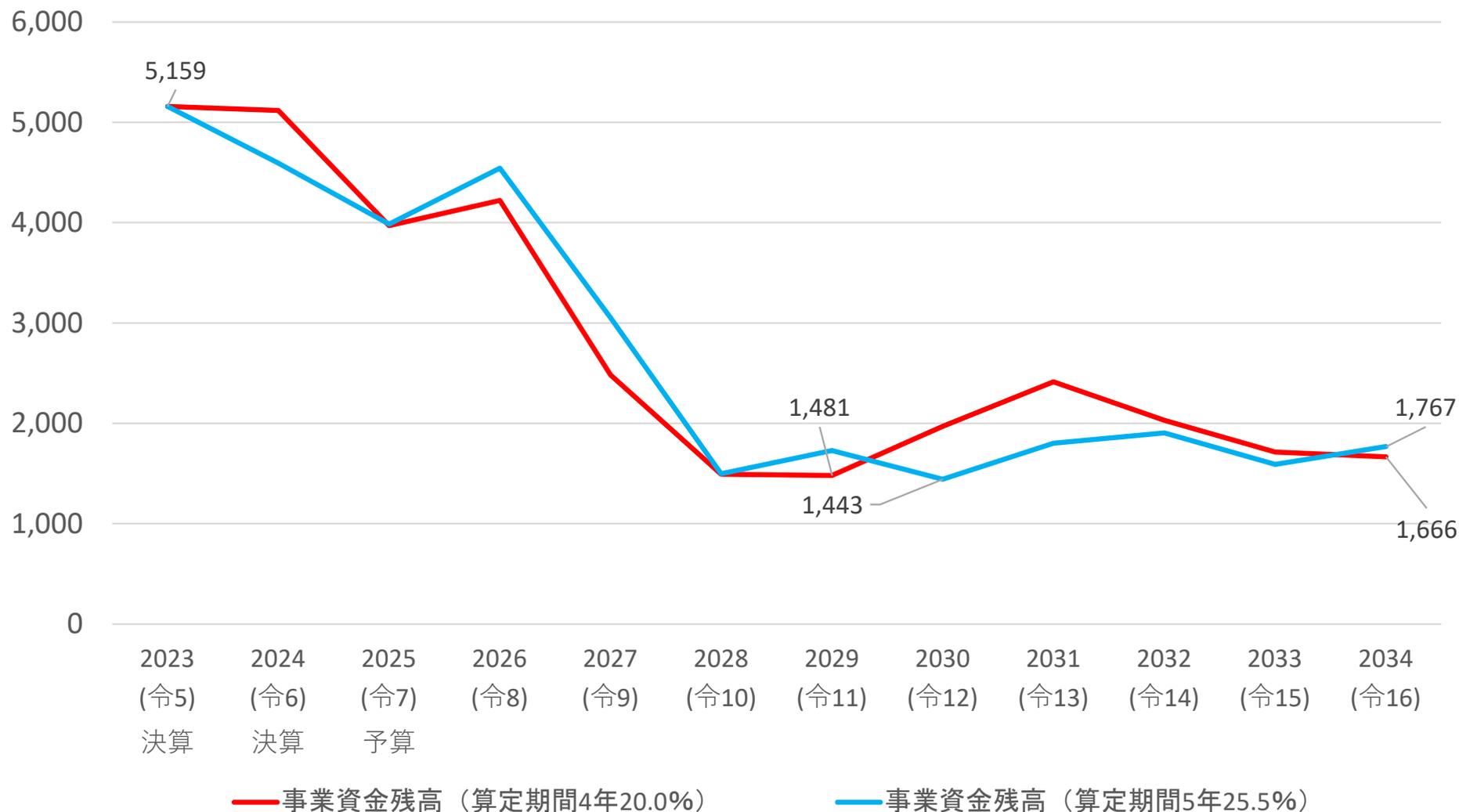


算定期間4年と5年いずれも令和8年度以降純利益の確保が可能



# 事業資金残高の比較（算定期間4年・5年）

単位：百万円



算定期間4年・5年いずれも目標事業資金残高14億円の維持が可能



# 水道料金改定（案）検討の方向性について

## 【料金算定期間】

料金算定期間を4年とする。

## 【検討の基本方針】

負担の公平性を図ることを前提としながらも、口径別の使用水量の実態などを分析し、料金改定が市民生活に与える影響の大きさなどに配慮する。

# 水道料金改定（案）検討の方向性について

## 【料金体系決定における検討方針】

### ①基本料金収入と従量料金収入の割合のあり方

総括原価の大部分を占める固定費について、安定的な収入の確保を図るため、基本料金収入にて回収する割合を高める必要がある。

→従量料金収入にて回収する割合を低くできれば、従量料金単価の逡増度の緩和が図りやすくなる。

### ②口径別基本料金単価のあり方

基本料金単価の設定については、算定要領とかい離の大きな口径区分を中心に、従量料金単価と併せた見直しが必要

### ③従量料金の水量区画及び単価の設定（逡増度の設定含む）のあり方

公平性の観点から、使用水量の多寡にかかわらず均一が原則であることや、基本水量が廃止されている観点からも、経過措置として存置している従量料金単価の見直しや逡増度の緩和が必要

使用水量の実態からは少量使用者の割合が増加しており、その傾向は将来的にも続くと見込まれることから、2段料金より1段料金の単価の増加幅を引き上げることで、安定的な従量料金収入確保と単価の逡増度緩和を図ることができる。

**次回、経営審議会にて  
水道料金改定（案）検討の方向性に沿った  
具体的な水道料金改定（案）を複数提示い  
たします**